

# 中野区教育委員会会議録

平成28年第8回定例会

平成28年3月25日

中野区教育委員会

平成28年第8回中野区教育委員会定例会

○日時

平成28年3月25日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時33分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○欠席委員

教育委員会委員 増田 明美

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石濱 良行

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（就学前教育連携担当） 古川 康司

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

6人

○議題

1 議決事件

- (1) 第14号議案 中野区図書館運営協議会規則を廃止する規則
- (2) 第15号議案 中野区立学校の管理運営に関する規則及び中野区立幼稚園教育職員  
の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 第16号議案 定期異動に伴う中野区立小学校副校長の内申について

2 協議事項

- (1) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について

3 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 3月11日 区立中学校等の訪問
- ② 3月17日 平成27年度中野区立幼稚園修了式
- ③ 3月18日 平成27年度中野区立中学校卒業式
- ④ 3月24日 平成27年度中野区立小学校卒業式

(2) 事務局報告

- ① 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任  
に関する規則第4条に基づく教育委員会への報告について（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

ここでお諮りします。

本日の議決事件、第16号議案、「定期異動に伴う中野区立小学校副校長の内申について」は、非公開での審議を予定しています。

したがって、日程の順序を変更し、議決事件、第16号議案の審議を日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ございませんので、日程の順序を変更し、議決事件、第16号議案の審議を日程の最後に行うことに決定いたします。

<議決事件>

田辺教育長

それでは日程に入ります。議決事件、第14号議案、「中野区図書館運営協議会規則を廃止する規則」を上程します。

議案の説明をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

第14号議案、「中野区図書館運営協議会規則を廃止する規則」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書をごらんいただきたいと存じます。下のほうでございます。

提案理由でございますが、中野区図書館運営協議会の廃止に伴いまして、中野区図書館運営協議会規則を廃止する必要があるというものでございます。

裏面をごらんいただきたいと存じます。附則でございますが、公布の日から施行するとしてございます。

本件につきましては、前回、第7回教育委員会定例会におきまして、区立図書館の評価等の仕組みについてご協議をいただいたものでございます。

その評価の方法といたしましては、行政評価制度に基づく学識経験者、区民の皆様による外部評価、更には自治基本条例に基づきます区民の皆様の意見を反映させる手続、加えて指定管理者制度に基づきます事業報告、利用者懇談会など意見を反映する仕組み、また第三者評価等により行うということといたしまして、図書館運営協議会につきましては廃止することとされたものでございます。本件は、この内容に伴う手続ということでございます。

議案の説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

なければ質疑を終結します。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第14号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、「中野区立学校の管理運営に関する規則及び中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程します。

議案の説明をお願いします。

指導室長

第15号議案、「中野区立学校の管理運営に関する規則及び中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明いたします。

今回の改正理由は、行政不服審査法の改正等に伴い、教育委員会規則の規定の整備を行う必要があるためでございます。

それでは、改正の内容について、資料として付けました新旧対照表で説明いたします。新旧対照表をごらんください。中野区立学校の管理運営に関する規則及び中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則を併せて改正いたします。

では、主な改正部分について説明いたします。資料ページをおめくりください。

まず、第1条ですが、中野区立学校の管理運営に関する規則については、第2号様式から教示文を改めるものです。これは教育等の目的のために行われる処分について、審査請

求の適用除外となることから教示文を正しく改めるため、当該様式より審査請求に関する記述を削除いたします。

続きまして、第2条でございます。資料をおめくりください。中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の改正については、第2号様式について、教示文を改めるものです。

まず、一時差止処分に係る審査請求の請求先について、特別区人事委員会から、中野区長に改正いたします。

次に、審査請求等の申し立て期間について、60日から3カ月に改正いたします。

最後に、審査請求及び処分の取消の訴えの起訴について、必要な事項を改正するものです。

また、その他の部分について文言の適正化を図るための改正でございます。

最後に、附則です。この規則は、第1条による改正につきましては、公布の日から、第2条による改正につきましては、平成28年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。なければ質疑を終結します。

簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第15号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

<協議事項>

田辺教育長

続きまして、協議事項、「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」の協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、教育長の臨時代理による事務処理の指示につきまして、資料に基づきご説明申し上げます。

これは行政不服審査法の改正に伴いまして、中野区行政不服審査法施行条例等の施行に関する規則の制定及び中野区立幼稚園条例施行規則等の一部改正に当たりまして、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示するものでございます。

指示する内容でございますが、記以下をごらんいただきたいと存じます。いずれも、現在、平成28年区議会第1回定例会中に上程中の議案（条例案）に関連するものでございます。

まず、1点目は1の(1)、「中野区行政不服審査法施行条例等の施行に関する規則」でございます。

制定の概要は、①に記載のとおりでございます。審査請求人等が書面等の写しの交付を受ける場合の手数料等の額及び免除に関する手続についての規定を整備するものでございます。一つは、書面等の交付を受ける場合の費用についての規定の整備、また費用の免除に関する手続、更には書面の送付に要する費用の納付方法についての規定をする内容となっております。

規則案につきましては、別紙1のとおりでございます。

施行日は、平成28年4月1日からでございます。

2点目でございますが、(2)「中野区立幼稚園条例施行規則」の改正でございます。

改正の概要でございますが、(2)の①でございます。幼稚園保育料につきまして、婚姻によらず母または父となったもので、現に婚姻をしていないものにつきまして、寡婦控除のみなし適用を実施するための規定を追加するものです。

また、市町村民税が課税されていない者の保育料の決定に係る規定を追加するもの。さらには、幼稚園保育料を算定する際の規定を追加する内容となっております。

改正文及び新旧対照表は別紙2のとおりでございます。

施行日でございますが、公布の日からということでございますが、市町村民税が課税されていない者の保育料の決定に係る規定につきましては、本年4月1日からの施行でございます。

続きまして、(3)「中野区区政情報の公開に関する条例施行規則」の改正でございます。

改正の概要でございますが、処分決定の様式の教示文におきまして、審査請求をすることができる期間をこれまでの60日から3カ月に改めるものです。

さらには、区政情報一部公開決定通知書に、「公開することができない理由」の項を加え

るもの、そのほか文言整理といった内容となっております。

改正文、新旧対照表につきましては、別紙3のとおりでございます。

施行日でございますが、本年4月1日からでございます。

続きまして、(4)「中野区個人情報の保護に関する条例施行規則」の改正でございます。

改正概要は、開示等の請求におきまして、本人確認書類といたしまして、これまでの住民基本台帳カードを個人番号カードに改めるものです。

更には、審査請求があった場合の個人情報保護審査会に諮問をした旨の通知に係る規定及び様式の整備。

加えて、処分決定の様式の教示文におきまして、審査請求をすることができる期間をこれまでの60日から3カ月に改めるものでございます。

改正文、新旧対照表につきましては、別紙4のとおりでございます。

施行日は、本年4月1日からということでございます。

最後に、(5)、「中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則」の改正でございます。

改正概要でございますが、中野区立幼稚園教育職員の給与条例の改定に伴う、条項等の削除及び文言整理という内容でございます。

また、降給の導入に伴いまして、規定の整備も行っております。

改正文及び新旧対照表は、別紙5のとおりでございます。

施行日は、本年4月1日でございます。

2、指示する理由でございますが、ただいまご説明を申し上げました規則の制定及び一部改正に当たりましては、関連する条例案が区議会の可決後、速やかに教育委員会の議決が必要となるといった内容です。そこで、事務処理に当たりましては、教育長の臨時代理による事務処理をあらかじめ指示する必要があるというものでございます。

今後のスケジュールでございますが、本日関連する条例案等が議会におきまして審議される予定となっております。可決されましたら、本日以降に教育長の臨時代理による事務処理を行いまして、4月1日の制定あるいは規則の施行ということで考えてございます。

なお、4月15日、教育委員会第9回定例会におきまして、この事務処理の内容につきましては、報告をさせていただく予定でございます。

説明につきましては、以上でございます。

田辺教育長

それでは、各委員からご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件に係る規則の制定等については、教育長の臨時代理による事務処理を指示することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、本件につきましては、教育長の臨時代理による事務処理を指示することに決定しました。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

続いて、報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告をいたします。事務局から一括で報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、一括してご報告申し上げます。3月11日、区立中学校等の訪問ということで、中野中学校・第三中学校・やはたみずのとう幼稚園に増田委員が訪問されました。3月17日、平成27年度中野区立幼稚園修了式の内、ひがしなかの幼稚園に田辺教育長、かみさぎ幼稚園に増田委員が出席されました。3月18日、平成27年度中野区立中学校卒業式の内、第七中学校に田辺教育長、第八中学校に渡邊委員、第五中学校に田中委員、第三中学校に小林委員が出席されました。3月24日、平成27年度中野区立小学校卒業式の内、桃園小学校に田辺教育長、若宮小学校に渡邊委員、緑野小学校に田中委員、上高田小学校に小林委員が出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から補足、質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

今、事務局から報告がありましたように、3月18日、第八中学校の卒業式に出席させていただきました。

とても天気のいい日に卒業式を終えまして、厳粛かつ盛大な卒業式ができていたのでは

ないかなと思っております。こういう機会を与えていただきまして、感動を一緒に得ることができてありがたく感じました。

3月24日、若宮小学校に参加させていただきました。私の席から体育館の窓を見ると、窓の外には桜が一部咲いている木が見えていまして、そういった中で、つぼみを見ながら卒業する小学校の生徒たちを見て、いい環境、美しい光景であったのではないかなと感じました。とても感動的な式に参加させていただきました。

田辺教育長

ありがとうございました。

田中委員

私は、第五中学校と緑野小学校の卒業式に参加させていただきました。緑野小学校は、第5回の卒業生で、統合前の最後の卒業式ということで人数は60人程でしたけれども、5年たって学校が非常に充実してきていると感じました。

それから、今回両方の卒業式に出て、それぞれ担任をされた先生方が非常に充実した表情で卒業式を迎えられていて、これからも頑張れよという雰囲気が非常によかったなと思いました。

あと、もう1点、3月13日にランニングフェスタがあつて、激励会に中野中学校が全校、校長先生も含め皆さんいらっしゃってすごくみんな張り切ってやっていました。ある校長先生にお聞きしたところ朝礼で出る人を募ったら、非常に多くて選ぶのに苦労したとおっしゃっていましたが、非常にいい機会だったなと思いました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにございますか。

小林委員

私も、区内の小・中学校、上高田小学校・第三中学校の卒業式に出席をいたしました。共に大変立派でいい卒業式だったと思っています。反面、私は今まで義務教育に携わって約40年経つわけですけれども、40年前とほとんど卒業式の内容が変わっていないということもありました。

卒業生が非常に少ない割に、かなり長時間の式です。そういうものを通して、最後に子どもたちを祝福して送り出すということはとても大事なことで、今あるものがだめだという評価ではないのですけれども、学校行事も教育的な見地から見直していくのもひとつ大

事かなと感じた次第です。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございました。ほかにご発言ございますか。

渡邊委員

3月13日のランニングフェスタの件についてですが、中学校のスタート前のご挨拶に伺いました。

区長の激励の後、大会が行われたようだったのですけれども、私はその後、医師会主催の東日本大震災復興支援のためのチャリティーコンサートに参加させていただきました。

これは、中野区内の小・中・高校で活躍された吹奏楽部を招待してのチャリティーコンサートになっております。今年は武蔵台小学校と北中野中学校、そして堀越学園高等学校に演奏をしていただくことになりました。約7,800名の参加者がいらっしゃいましたけれども、復興支援を継続的に続けていて、子どもたちもそれに同意し、震災で孤児になった、遺児になった子どもたちのための支援という形で、あしなが育英会を通じて行われております。

震災があってから5年間続けてきたのですけれども、来年がZEROホールが改築ということで開催場所を失ってしまっているという状況です。北中野中学校の演奏なのですが、本当に素晴らしいものでした。公立学校で道具をそろえ、そしてここまで素晴らしい音楽をできるということは、何か制限があるからできないということではなく、やろうと思えばできるのだなということ、ある意味証明したのではないかと思います。武蔵台小学校においても、大人が弾いているのと言っても全然遜色のない、小学校レベルを超えた、素晴らしい音楽を聞かせていただきました。

また、こういった子どもたちの活躍の場を提供することができるといういいなと感じました。

田辺教育長

ありがとうございました。

小林委員

1点追加の報告なのですが、22日に中野区内にある新渡戸文化学園の管理職研修に伺いました。

先ほど学校行事の見直しについてお話ししましたが、この新渡戸文化学園は、元々あった幼稚園をこども園にし、短大まであります。その学園が、何を、今考えている

かという、こども園と小学校と中学校の一貫を考えているということです。これまでは、私立は主に中高一貫に力を入れていたわけですが、中高一貫ではなくて、小中一体教育という言い方をされていましたが、それにこども園を一つセットにして、新たな教育を展開していきたいということです。

私は、公立学校も、私立学校などの様々な教育のあり方を追従するのではなくて、参考にする必要があると思います。そういう点では、中野区は従来から保育園・幼稚園・小学校の連携を大事にし、一定の成果がありますが、もう少し踏み込んだ取組を期待されているところだと思うのです。そういう点では、こども園も中野区で重要な位置を、今後占めてくるので、一貫教育というものも新たに考えていく必要があると感じました。

田辺教育長

ありがとうございました。ほかにご発言ございますか。

よろしいですか。

<事務局報告>

田辺教育長

それでは、続きまして事務局報告に移ります。

事務局報告、「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第4条に基づく教育委員会への報告について」の報告をお願いします。

指導室長

「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則第4条に規定する平成26年度の管理及び執行状況」についてご報告いたします。

項目でございますが、まず1、区立幼稚園教育職員につきましては、(1)初任者研修及び10年経験者研修の実施に関する事。 (2)区立幼稚園が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関する事。

2、東京都教育委員会が任命する職員の区立小中学校に関する事務といたしまして、(1)区立小中学校に置かれる主任等の任命に関する事。続きまして、(2)区立小中学校の養護教諭、学校栄養職員及び事務職員の臨時的任用に関する事。(3)初任者研修の実施に関する事。(4)10年経験者研修の実施に関する事。(5)新規採用教員の研修に関する事。(6)新任教務主任研修及び主幹研修の実施に関する事。(7)非常勤講師の任免に関する事。(8)区立小中学校が計画する宿泊を伴う学校行事の承認に関する事でございます。

内容につきましては、資料をごらんいただければと思います。

報告は以上です。

田辺教育長

各委員からご質問等、発言がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本報告はこれで終了いたします。

その他で、事務局から報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

田辺教育長

続きまして、事務局から、次回の開催について報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回定例会につきましては、4月8日午前10時から、区役所5階教育委員会室にて開催する予定でございます。

田辺教育長

ここでお諮りします。

議決事件、第16号議案については、人事案件となりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項ただし書の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田辺教育長

ご異議ございませんので、非公開とすることに決定しました。

恐れ入りますが、傍聴の方は、ここで会場の外へご退室お願いいたします。

（傍聴者退席）

（以下、非公開）

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第8回定例会を閉じます。

午前10時33分閉会